| | | |
|---|---|---|
| 第九十四条第四項 | 理事及び監事 | 取締役、会計参与、監査役及び会計監査人 |
| | 通常総会（総会を設ける場合において、その総会で役員の選任をすることができるときは、通常総会） | 定時株主総会の終結の時に、執行役は、当該定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会 |
| 第九十四条第五項 | 総会又は総代会 | 株主総会又は取締役会 |
| 第九十四条第六項 | 主たる事務所 | 本店 |
| 第九十四条第十項 | 組合員又は会員 | 株主 |
| 第九十五条 | （代替許可に係る登記の特例）<br>**第九十五条**　前条第一項第一号、第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。 | （代替許可に係る登記の特例）<br>**第九十五条**　前条第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。 |
| | （債権者保護手続の特例）<br>**第九十五条の二**　特定承継会社である被管理農水産協同組合が資本金の額の減少の決議をした場合において、次に掲げる債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。<br>一　預金者<br>二　定期積金の積金者<br>三　金銭信託の受益者<br>四　保護預り契約に係る債権者その他の特定承継会社の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの | （債権者保護手続の特例）<br>**第九十五条の二**　特定承継会社である被管理農水産協同組合が資本金の額の減少の決議をした場合において、次に掲げる債権者に対する会社法第四百四十九条第二項の規定による催告は、することを要しない。<br>一　預金者<br>二　定期積金の積金者<br>三　金銭信託の受益者<br>四　保護預り契約に係る債権者その他の特定承継会社の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの |
| 第百十一条 | （貯金等の払戻しのための資金の貸付け）<br>**第百十一条**　第六十九条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金等に係るものにあつては、当該保険金等の額に対応する部分に限る。）の請求をするために必要な資金の貸付けの申込みをした場合において、同項中「準用する。この場合において、同条第二項中「当該決済債務に係る第五十六条第二項及び同条第三項において準用する第五十六条の二第一項」とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。 | （貯金等の払戻しのための資金の貸付け）<br>**第百十一条**　第六十九条の三の規定は、同条第一項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金等に係るものにあつては、当該保険金等の額に対応する部分に限る。）の請求をするために必要な資金の貸付けの申込みをした場合において、同項中「準用する。この場合において、同条第二項中「当該決済債務に係る第五十六条第二項及び同条第三項において準用する第五十六条の二第一項」とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。 |

| | | |
|---|---|---|
| 第百十二条 | 又は再生手続開始の申立て | 、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は特別清算開始の命令 |
| 第百十四条第二項 | 並びに | 、再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第三十四条及び第三十五条並びに |
| 第百十六条第二項 | 当該農水産業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には、農業協同組合法第十一条の二第一項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項（同法第九十二条第一項及び第百条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫法第二十四条第四項に、それぞれ | 銀行法第二条第八項に |
| 第百十八条の二第一項 | 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第二条第四項に規定する監督庁 | 農林水産大臣及び内閣総理大臣 |
| 第百二十七条 | 理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第百三十二条第一項及び第二項において同じ。）、監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては、監事又は会計監査人）若しくは参事の職務を行うべき社員） | 取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監査役、会計監査人（会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）若しくは支配人 |
| 第百三十一条第一項第二号 | 会計監査人設置組合又は農林中央金庫 | 特定承継会社 |
| | に係る | 又は会計参与に係る |